

県議会のしくみ

県議会は、県民の皆様が選んだ代表者である議員が、県政を進める上で重要な事項を審議し、決定する「議決機関」です。

それに対して、知事をはじめとする「執行機関」は、県議会の決定に沿って実際に仕事を進めていくところであり、2つの機関は、それぞれの権限と役割が区分され、県政を運営するための両輪となっています。

地方分権が進み、自治体での決定事項が増える中、県民の代表機関、議決機関である県議会の役割は一層大きくなっています。

県議会の仕事

県議会は、法令により多くの権限が与えられています。それにより県政の重要な事項を審議し、進むべき方向を決定する役割をもっています。主な仕事(権限)は、次のとおりです。

議決

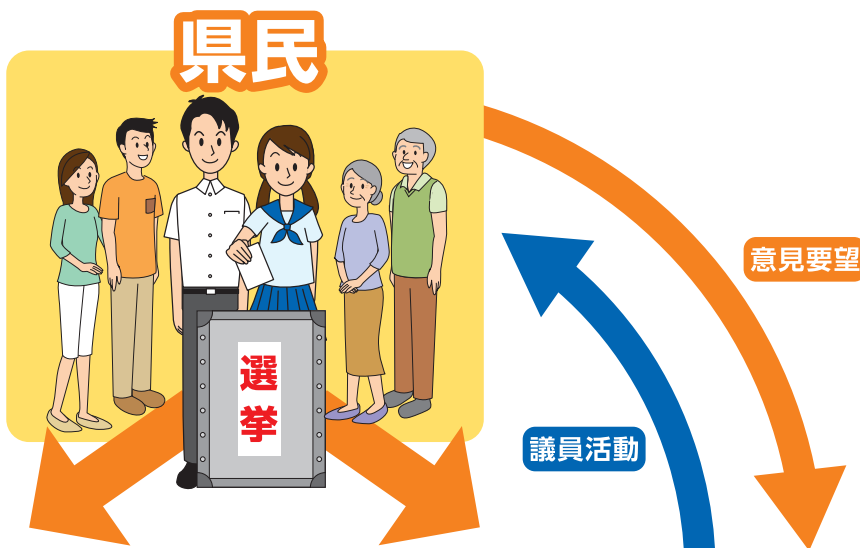
条例の制定・改正・廃止、予算の成立、決算の認定、主要な契約の締結など、県政の重要な事項は、県議会の議決が必要です。

選挙

議長・副議長・選挙管理委員会委員などを選挙します。

同意

知事が選任・任命する副知事及び各種委員など県政の重要な職務に就く人の人事については、県議会の同意が必要です。



執行機関 知事
 教育委員会
 公安委員会
 その他の行政委員会

議決機関 県議会
 議長
 副議長
本会議
 議場に全議員が出席して開かれる会議を本会議といい、議会の権限について最終的な意思決定を行います。
 議案の付託 ↓ 審査の結果を報告 ↑
委員会
 委員会には「常任委員会」と特定の事項を審議する「特別委員会」があり、多数の議案・請願などを処理しています。

議案の提出
 議決の送付

意見書提出・決議

県民の利益に関する事項について、関係する行政機関や団体に意見書を提出したり、時の社会問題等についての議会の意思を明らかにするため決議を行います。

請願の審査・陳情の受理

県民からの意見や要望を受理します。なお、請願については審査し、その内容

調査・検査

県の仕事に適正に行われているかどうか調査・検査します。必要に応じて、関係者から説明・意見を聴取したり、出頭・証言・記録の提出を求めたりします。

が県政にとって有益なときは採択し、知事や関係機関に送付して、その処理の経過及び結果報告を求めます。

議案を議決するまでの流れ

議案は、本会議で質疑されたのち関係委員会に付託され、十分に審議された上で本会議で議決します。

議会で議決する議案の主なもの

予算	知事から提出された1年間の収入(歳入)と支出(歳出)の見積額のことです。議会で可決された予算をもとに各種の施策を実施します。
条例	県で定める法のことです。議会の議決を得て制定します。条例には県民の権利や義務に関するもの、県政の運営に関するものなどがあり、知事提出のものや議員提出のものがあります。

本会議

- 開会** 議長が会議を開きます。知事または議員から提出された議題(議案)を会議にかけます。
- 議案説明** 提出者が議案について説明します。
- 質疑** 議員が質問をして、知事または関係部長などが答えます。
- 委員会付託** 提出された議案などを詳しく調べるため、委員会に審査を付託します。

委員会

- 付託議案調査** 説明聴取・質疑・採決
付託された議案などを十分に調査した上で、委員会として賛成か反対かの意思を決めます。(修正案を提出することもあります。)

本会議

- 委員長報告** 委員会での審議が終わると、再び本会議を開き、委員会で決まった審査結果を報告します。
- 討論** 委員長報告の後、議案について賛成か反対かの意見を述べます。
- 採決** 議案が十分に審議されると、議長は出席議員に対して賛成か反対かを問い、通常は、出席議員の過半数で可否を決めます。
- 閉会** 全ての議案の採決が終われば、議長が閉会の宣告をします。採決の結果、知事(執行機関)が実施するのは議長から知事へ送付されます。これをもとにして、知事(執行機関)は仕事を進めていきます。